

航空法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄） 1

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）第二条の規定による改正後の条文）（抄） 5

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄） 7

○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）（抄） 7

航空法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄）

第一条 航空法第十条第二項但書の政令で定める航空機は、左に掲げる航空機とする。

一 航空法第二百二十七条但書の許可を受けた航空機（同法第二百二十六条第一項第一号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものを除く。）

二 日本の国籍を有しない航空機で、本邦内で修理され、改造され、又は製造されたもの

第二条 航空法第十条第五項第二号（同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める輸入した航空機は、その耐空性、騒音又は発動機の排出物について国際民間航空条約の締約国たる外国が証明その他の行為をした航空機とする。

第二条の二 航空法第十条第六項第二号（同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める輸入した航空機は、その耐空性、騒音又は発動機の排出物について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により証明その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機とする。

第三条 航空法第三十八条第一項の航空保安施設は、次に掲げる航空保安施設とする。

- 一 航空灯火（航空障害灯を除く。）
- 二 NDB（無指向性無線標識施設をいう。）
- 三 VOR（超短波全方向式無線標識施設をいう。）
- 四 タカン
- 五 計器着陸装置
- 六 DME（距離測定装置をいう。）
- 七 衛星航法補助施設

第四条 航空法第四十七条第三項の規定による検査は、毎年二回以内行うものとする。

第四条の二 航空法第四十九条第三項（同法第五十五条の二第三項及び第五十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による補償は、金銭をもつてするものとする。ただし、当事者間の協議によりこれと異なる補償の方法を定めるときは、この限りでない。

第四条の三 航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第三項及び第五十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による物件又は土地の買収の価格は、近傍同種の物件の取引価格等又は近傍類地の取引価格等を考慮して算定した相当な価格とする。

第四条の四 第四条の二の規定は航空法第五十条第一項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による補償について、前条の規定は同法第五十条第二項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地の買収の価格について準用する。

第五条 航空法第五十六条第一項の政令で定める空港は、釧路空港、函館空港、仙台空港、新潟空港、大阪国際空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那覇空港とする。

第六条 航空法第三百一十一条第二号に掲げる航空機は、同法第二百二十七条ただし書の許可に係る航空機であつて、同法第二百二十六条第一項第一号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものとする。ただし、同法第五十九条第一号の規定の適用については、同法第二百二十七条ただし書の許可に係る航空機とする。

第七条 航空法第三百三十五条の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所及び独立行政法人航空大学校とする。

第八条 航空法の規定により国土交通大臣の権限に属する事項であつて、同法第三百三十七条第三項の規定により防衛大臣に委任するものは、別表の上欄に掲げる空港等に係る同表の下欄に掲げる事項とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により防衛大臣に委任された事項について、設備の故障その他のやむを得ない事由により当該業務の遂行に支障が生じた場合において、必要があると認めるときは、当該業務を自ら行なうことができる。ただし、防衛大臣の要請があつた場合に限る。

別表（第八条関係）

空 港 等	委 任 事 項
札幌飛行場 三沢飛行場 大湊飛行場 八戸飛行場 松島飛行場	一 航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十四条の二第一項ただし書に規定する事項は、三沢飛行場、大湊飛行場及び八戸飛行場に係るもの）に限り、同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、防府飛行場、小月飛行場及び小松島飛行場にあつては、進入管制業務、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）

<p>十勝飛行場 入間飛行場 下総飛行場 館山飛行場 立川飛行場 厚木飛行場 名古屋飛行場</p>	<p>新千歳飛行場</p>	<p>百里飛行場 宇都宮飛行場 硫黄島飛行場 小松飛行場 浜松飛行場 明野飛行場 美保飛行場 防府飛行場 小月飛行場 徳島飛行場 小松島飛行場 築城飛行場 鹿屋飛行場</p>
<p>一 航空交通管制圏に係る航空法第九十五条ただし書並びに第九十六条第一項及び第三項に規定する事項（同条第一項及び第三項に規定する事項は、飛行場管制業務及び着陸誘導管制業務に限る。） 二 航空法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機（名古屋飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 四 到着した航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限り。）に係る同法第九十八条に規定する事項（名古屋飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に係るものに限る。）</p>	<p>一 航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、新千歳空港にあつては、進入管制業務、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。） 二 航空法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する自衛隊等の航空機に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項（千歳飛行場に係るものに限る。） 四 到着した自衛隊等の航空機に係る航空法第九十八条に規定する事項（千歳飛行場に係るものに限る。）</p>	<p>二 航空法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機（札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 四 到着した航空機（札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十八条に規定する事項</p>

<p>新 芦 田 屋 原 飛 飛 行 行 場</p>	<p>旭 川 飛 行 場 霞 目 飛 行 場 霞 ケ 浦 飛 行 場 相 馬 原 飛 行 場 木 更 津 飛 行 場 岐 阜 飛 行 場 静 浜 飛 行 場 舞 鶴 飛 行 場 目 達 原 飛 行 場</p>	<p>大 村 飛 行 場</p>	<p>山 形 空 港 八 尾 空 港 熊 本 空 港 那 覇 空 港</p>	<p>北 九 州 空 港</p>	<p>福 井 空 港 出 雲 空 港 山 口 宇 部 空 港</p>
	<p>一 航空交通管制圏に係る航空法第九十四条ただし書、第九十五条ただし書並びに第九十六条第一項及び第三項に規定する事項（同法第九十四条ただし書に規定する事項は、霞目飛行場に係るもの限り、同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、飛行場管制業務に限る。） 二 航空法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 四 到着した航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限る。）に係る同法第九十八条に規定する事項</p>	<p>一 出発する航空機に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 二 到着した航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限る。）に係る同法第九十八条に規定する事項</p>	<p>一 出発する自衛隊等の航空機に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 二 到着した自衛隊等の航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限る。）に係る同法第九十八条に規定する事項</p>	<p>航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、進入管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）</p>	<p>航空交通情報圏に接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、福井空港にあつては進入管制業務に限る。）</p>

備考 (略)

○航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)(航空法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十五号)第二条の規定による改正後の条文)
(抄)

(登録の更新)

第三百三十二条の二十七 第三百三十二条の二十四の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(指定の更新)

第三百三十二条の五十九 指定試験機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三百三十二条の五十六及び第三百三十二条の五十七の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(登録の更新)

第三百三十二条の七十一 第三百三十二条の六十九の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(準用)

第三百三十二条の八十三 第三百三十二条の七十から第三百三十二条の八十一までの規定は、前条の登録、無人航空機更新講習及び登録更新講習機関に関する事務について準用する。

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)(を除く。))は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に納めなければならない。

一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

- 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
- 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
- 四 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十八条第一項若しくは第三項の承認を申請する者
- 五 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の航空従事者技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第一項の航空従事者技能証明についての限定の変更を申請する者
- 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者
- 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
- 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者
- 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
- 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、航空従事者技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
- 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者
- 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者
- 十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者
- 二十 空港等について第四十七条第三項の検査を受ける者
- 二十一 航空保安施設について第四十七条第三項の検査を受ける者
- 二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者
- 二十三 第三百三十二条の四第一項の登録を申請する者
- 二十四 第三百三十二条の六第一項の登録の更新を申請する者
- 二十五 第三百三十二条の十三第一項の機体認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者
- 二十六 機体認証書又は型式認証書の再交付を申請する者
- 二十七 第三百三十二条の十六第一項の型式認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者
- 二十八 第三百三十二条の十七第一項の承認（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者
- 二十九 第三百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明を申請する者
- 三十 無人航空機操縦者技能証明書の再交付を申請する者

三十一 第三百三十二条の五十一第二項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新を申請する者
 三十二 第三百三十二条の五十一第三項の規定による無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新のための講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者

三十三 第三百三十二条の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更を申請する者
 2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

第二十五条（略）

2（略）

3 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十五条	国立大学法人等のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣及び国土交通大臣が指定するもの
（略）	（略）

○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）（抄）

（空港又は空港航空保安施設の検査）

第一条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項において準用する航空法第四十七条第三項の規定に基づく検査については、航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）第四条の規定を準用する。

附 則

（民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の検査）

第二条 法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第三項の規定に基づく検査については、航空法施行令第四条の規定を準用する。

(親会社等)

第三条 法附則第十四条第二項第三号に規定する政令で定める法人は、ある法人に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

一 三 (略)

2 (略)